

○阪南大学後援会学部成績優秀者奨学金奨学生選考に関する内規

(平成 25 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 29 年 3 月 11 日 令和 4 年 6 月 2 日[未施行]

(目的)

第 1 条 この内規は、阪南大学後援会給付奨学金規程学部成績優秀者奨学金施行細則(以下「施行細則」という。)に基づき学部成績優秀者奨学金の奨学生候補者(以下「候補者」という。)選考における成績の取扱いについて定めることを目的とする。

(選考における成績の優先順位)

第 2 条 施行細則に定める要件等によって候補者となった者に関しては、以下の優先順位に基づいて選考されるものとする。

- (1) GPA による通算数値結果が上位の者を優先する。
- (2) 前号の要件が同一の場合は、通算修得単位数の多い者を優先する。
- (3) 前号の要件が同一の場合は、申請の前年度における修得単位数が多い者を優先する。
- (4) 前号の要件が同一である場合は、通算の「S」評価が多い者を優先する。
- (5) 前号の要件が同一である場合は、通算の「D」、「E」、「X」の評価が少ない者を優先する。

2 前項の選考過程を経ても、優先順位第 1 位の候補者が複数名存在する場合は、施行細則別表の給付対象人員に関わらず、その第 1 位該当者全員を給付対象とすることができる。

(内規の改廃について)

第 3 条 この内規の改廃は、後援会幹事会、運営委員会の議を経て会長が行う。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 11 日)

この内規は、平成 29 年 3 月 11 日から施行する。

(平成 29 年 3 月 11 日以前の改正)平成 28 年 5 月 21 日

附 則(令和 4 年 6 月 2 日)

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。